

平成 30 年度法人後見支援事業

成年後見制度に係る実態調査(地域包括支援センター向け)まとめ

現在全国の自治体で、4,500 箇所を超える地域包括支援センターが設置されています。地域包括支援センターの「権利擁護事業」の業務内容として、「①成年後見制度の利用促進 ②高齢者福祉施設等への措置支援 ③高齢者虐待への対応 ④消費者被害に関する諸制度の活用などを通じて、高齢者の生活の維持を図る」とあります。

地域包括支援センター業務内容の中で、今回は定住自立圏構想に係る県央地域成年後見支援事業の更なる充実を目指して「成年後見制度に係る実態調査」を実施いたしました。

1. 調査対象	茨城県定住自立圏域内地域包括支援センター
2. 回答基準日	平成 30 年 9 月 1 日現在
3. 回答数	22 件 ※回収率 100%
4. アンケート内容	1. 貴機関の基本情報 2. 広報機能 3. 発見・相談機能 4. 任意後見に関する支援 5. 親族後見・職業後見に関する支援 6. 家庭裁判所との連携状況 7. 地域包括支援センターの取り組み等

【1. 貴機関の基本情報】

地域包括支援センターの設置状況は、市町村直営が 5 ヶ所、他事業所に委託が 17 ヶ所であった。

正規職員での雇用形態と、地域包括支援センター専従職員である割合が 88 パーセントを超えているため、地域包括支援センターとして業務に向かい合う体制は整っていると見える。

保有資格は、「介護支援専門員」が 48 名で一番多く、次いで「社会福祉士」が 39 名であった。

全体の 88 パーセントの職員が勤続 5 年未満だが、水戸市は H27.4 に地域包括支援センターが発足しているため、4 年未満の勤続者が水戸市だけで 28 名もいるため、勤続年数 5 年未満の職員が多い結果となっている。

地域包括支援センターの運営状況も市町村によって事情が違っていることが現れている。

■調査内容は下記の通り

(1) ① 貴機関は、市町村直営か、委託事業か

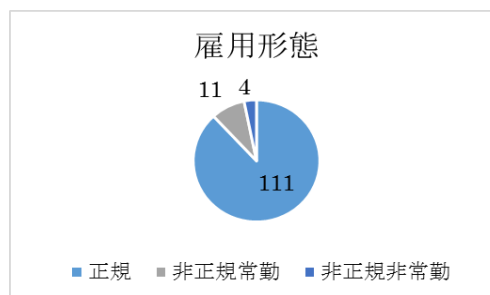
	項目	回答数	割合
1	市町村直営	5	23%
2	委託事業	17	77%
	合計	22	100%

(1) ② 貴機関の職員体制

○雇用形態

正規職員が多い

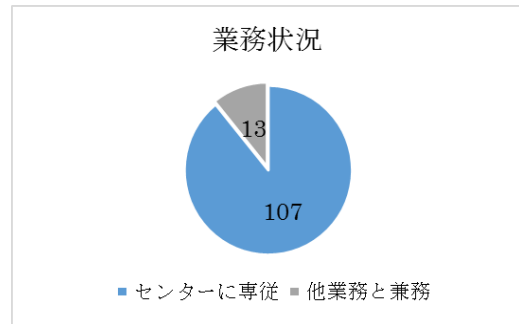
	項目	回答数	割合
1	正規	111	88%
2	非正規常勤	11	9%
3	非正規非常勤	4	3%
	合計	126	100%



○業務状況

センター専従が多い

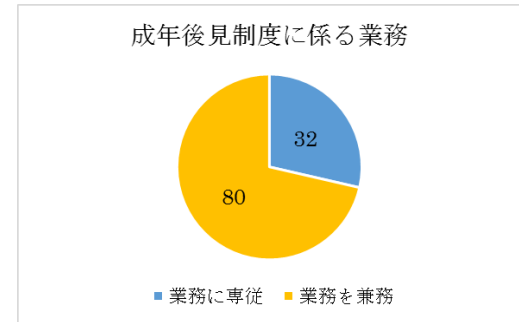
	項目	回答数	割合
1	センター専従	107	89%
2	他業務と兼務	13	11%
	合計	120	100%



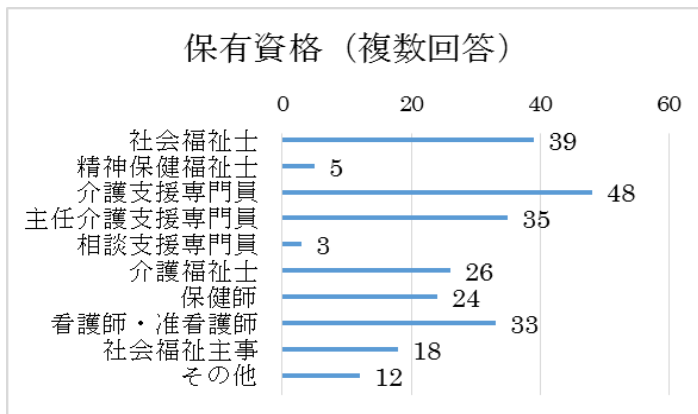
○成年後見制度に関する業務

成年後見制度に関する業務に関しては業務に専従と返答したのは29%にすぎず、充実しているとは言えない

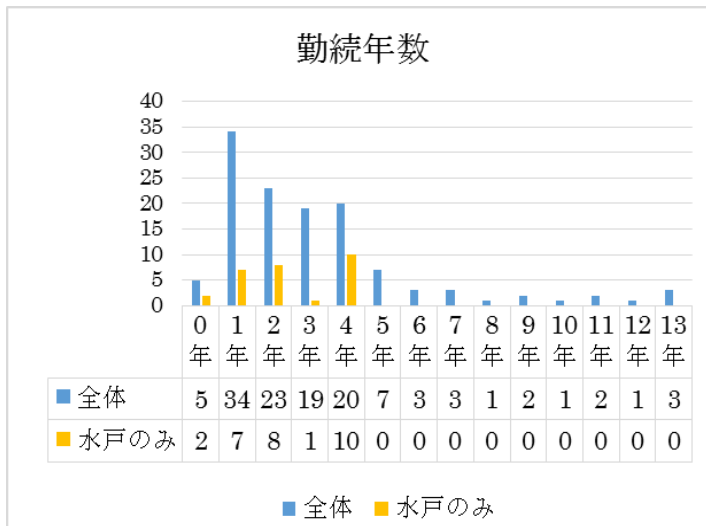
	項目	回答数	割合
1	業務に専従	32	29%
2	業務を兼務	80	71%
	合計	112	100%



○保有資格



○勤続年数



(2) 成年後見制度に関する取り組みについて、貴機関において実施しているもの、貴機関以外で実施しているもの（複数回答有）

	項 目	貴機関で実施	貴機関以外で実施
1	成年後見制度に関する広報・啓発	20	3
2	成年後見制度の相談	22	3
3	成年後見の首長申立て支援	13	9
4	成年後見申立て支援（首長申立て以外）	14	3
5	後見受任調整	2	3
6	市民後見人の養成	1	3
7	市民後見人への支援	1	3
8	親族後見人等，地域の後見人への支援	1	3
9	後見監督人の受任	0	3
10	法人後見の受任	1	3
11	成年後見制度に関する調査研究	1	3
12	その他	0	1
	合 計	76	40

【2. 広報機能】

学習会やセミナー等は、各センターで独自で行っている現状が見られた。

パンフレットの作成は独自で行っているセンターは無く、定住自立圏に係るパンフレット使用率が高く、定住自立圏においてパンフレットを作成した意義を感じる。パンフレットに関しては、「3. その他」家庭裁判所のパンフレットを活用している。

普及方法としては、ホームページの掲載よりも広報誌等紙媒体での周知が多い。

■調査内容は下記のとおり

(1) 成年後見制度に関する広報事業取り組みについて、貴機関において実施しているもの（複数回答可）

	項 目	回数	割合	延べ参加者数	割合
1	定住自立圏に係る住民向け学習会の開催	3	20%	624	66%
2	その他の学習会，セミナー，講座等の開催	12	80%	369	34%
	項目1～2合計	15	100%	993	100%

	項 目	枚数	割合
3	パンフレットの作成・配布		
	貴機関独自作成のもの	0	0%
	定住自立圏に係るもの	699	73%
	その他	260	27%
	合 計	959	100%

・ ・ 家裁のパンフレット

	項 目	回答	割合
4	ホームページによる周知	1	8%
5	SNSによる周知	1	8%
6	広報誌等による周知	7	59%
7	その他	2	17%
8	とくに広報に関する取り組みは行っていない	1	8%
	項目4～8合計	12	100%

「7. その他」に係る具体的内容

- ・当センターで企画した行事や認知症カフェ等でチラシ配布などの周知活動を実施
- ・出前講座，チラシ等を公民館，出張所，その他，地域住民，サロン，関係団体等に周知

【3. 発見・相談機能】

成年後見制度の調査について実態調査を実施している機関は1ヶ所であった。

平成29年度の相談件数の延べ件数について，一番多い事業で件数は27件，一番少ないセンターで1件。なお，1件のセンターが4ヶ所あり，相談件数が少ない現状が伺えた。

相談経路としては，親族が全体の半数以上の割合であり，次いで介護支援専門員だった。

■調査内容は下記のとおり

- (1) ① 成年後見制度による支援を要する人の早期発見に関する調査等について，貴機関で実施しているのもの（複数回答可）

	項 目	回答数	割合
1	成年後見制度による支援を必要とする人の発見を主目的としたニーズ調査や実態調査を実施している	1	4%
2	上記以外の調査等で，権利擁護・成年後見を必要とする人が見つかった場合に，個別にケース対応している	10	42%
3	その他	0	0%
4	特別なニーズ調査や実態調査は実施していない	13	54%
	合 計	24	100%

- (2) ① 貴機関における，成年後見制度に関する平成29年度の相談件数

1	相談件数（延べ件数）調査センター合計	200件
---	--------------------	------

<内数>※複数回答有

2	成年後見制度に関する相談件数	132件
3	成年後見申立てに関する相談件数	54件
4	日常生活自立支援事業に関する相談件数	104件

- ② 平成29年度の成年後見制度に関する新規相談時の相談者について，件数を記入してください。

	項目	回答数	割合
1	本人	6	6
2	親族	61	55
3	機関（権利擁護・成年後見担当以外）	0	0
4	市町村行政	6	6
5	地域包括支援センター	1	1
6	居宅介護支援センター（ケアマネジャー）	15	14
7	居宅サービスセンター	4	4
8	相談支援センター等の障害者相談支援機関	0	0
9	医療機関	2	2
10	社会福祉法人・社会福祉施設	9	8
11	民生委員・児童委員	1	1
12	近隣住民	0	0

13	その他	1	1
14	不明	3	2
	合 計	109	100%

③ 首長申立要請及び首長申立手続について

	項 目	回答数	割合
1	首長申立要請件数(延べ件数)	10	71%
2	首長申立手続件数(延べ件数)	4	29%
	合 計	14	100%

・ ・ 22 センター中 6 センター
 ・ ・ 22 センター中 3 センター
 (市町村直営)

【4. 任意後見に関する支援】

任意後見に関する相談は 22 センター合計で、37 件であり各センター年間 1 件あるかないかの相談件数である。

■調査内容は下記のとおり

(1) 任意後見に関する支援の取り組みについて貴機関で実施しているもの (複数回答可)

	項 目	回答数	割合
1	任意後見に関する情報提供	17 件	46%
2	任意後見の相談	11 件	30%
3	任意後見の申し立て、契約・登記、後見監督人選任の申し立て等の手続きに関する支援	4 件	11%
4	その他	0 件	0%
5	関連する支援は実施していない	5 件	13%
	合 計	37 件	100%

【5. 親族後見・職業後見に関する支援】

親族後見・職業後見に関する相談は 22 センター合計で、37 件であり各センター年間 1 件あるかないかの相談件数である。

親族後見人・職業後見人への支援の取り組みをすすめるうえで、各機関における課題となっていることという問いに関しては、周知不足・職員の経験不足・把握不足という回答が見られた。

(1) 親族後見人・職業後見人への支援の取り組みについて貴機関で実施しているもの(複数回答可)

	項 目	回答数	割合
1	成年後見制度に関する情報提供	11 件	31%
2	交流会、勉強会等の開催	3 件	9%
3	個別相談	12 件	34%
4	その他の支援を行っている→具体的に	2 件	6%
5	関連する支援は実施していない	7 件	20%
	合 計	35 件	100%

(2) 親族後見人・職業後見人への支援の取り組みをすすめるうえで、貴機関における課題となっていること

- ・ 当機関のみの課題ではないが、親族と後見人等、またケアマネージャーと弁護士などの職業後見人等との役割分担に関する相談を受けることが目立つ。後見人等の業務が正しく理解されていないため、被後見人等の支援に関わる人たちに「誰がやるのか」「なぜ後見人等がやってくれないのか」等の混乱が生じることがあ

るようだ。(周知不足)

- ・当センターにおける、知識不足もあり、相談を受けた場合の適切な説明を職員が行うことが十分にできないため、学習の機会を設けたい。(経験不足)
- ・市民への周知方法に課題が有ると思っています。現状では効果的な周知方法になっているとは言い難く、幾つかの「つどい」の場があった際にPRする程度です。(周知不足)
- ・本人と親族が疎遠で関わりがない状態が課題である。
- ・後見人への支援という点では、市長申立て案件において受任した後見人等への情報提供等の支援にとどまっていること。
- ・まずは、それら後見人とどのような連携を構築できるか、その具体的な内容について精査されていない。顔の見える関係も構築されているといえない。(把握不足)
- ・職員の経験不足。(経験不足)
- ・親族後見人などとして活動している方を把握する方法がなく、専門職機関との連携もできていないこと。(把握不足)
- ・親族後見人や職業後見人がいるのか、またそのニーズを把握できておらず、具体的な支援ができていない。(把握不足)

【6. 家庭裁判所との連携状況】

家庭裁判所との連携状況については、「特に連携していない」という回答が、82%であった。

■調査内容は下記のとおり

- (1) 貴機関が権利擁護・成年後見の取り組みをすすめるにあたって、日頃から家庭裁判所と連携しているか

	項目	回答数	割合
1	連携している	4	18%
2	とくに連携していない	18	82%
	合計	22	100%

○ 連携している機関における具体的な内容

1	相談者による質問を家裁に尋ねる他
2	申立てに要する書類の確認や申立て後の流れ、身体障がいを持った本人との面談についての協力。
3	家庭裁判所書記官、日本司法支援センター茨城地方協議会。
4	手続きに関する問い合わせ、身寄りのない方の申し立て後の連絡調整や調査立ち合いの協力。

【7. 地域包括支援センターの取り組み等】

市町村担当課との連携において、特に工夫している点としては、「情報共有」と回答したセンターが多い一方で、「特に工夫していない」という回答もあった。

■調査内容は下記のとおり

- (1) 市町村担当課との成年後見制度の連携にあたって特に工夫している点

- ・首長申し立てを依頼する場合は、所定の様式に必要事項を記入して依頼することになっている。(情報共有)
- ・連携が必要なケースの場合は、適切な情報提供を行う。併せて、システムを活用した情報共有。(情報共有)
- ・特に工夫までにはいたっていない。(工夫なし)

- ・特にはありません。実際に市民から連絡があった際に必要に応じて連携する程度です。(工夫なし)
- ・成年後見人の申し立てが必要だと感じた際には速やかに市町村に連絡、同行訪問等による実態把握と相談者に対しての連携支援をしている。(情報共有)
- ・市直営の包括支援センターなので、市町村業務の範疇の市長申立て等の事務を行える点。市、包括支援センターが情報共有しやすい点(情報共有)
- ・市町村担当課が所管する機関や協議体に対して行われる会議などにおいて、同制度の広報の機会を設けている。(情報共有)
- ・申市長立が必要になりそうなケースについては、早めに市町村担当課と連携している。(情報共有)
- ・相談窓口が身近な包括支援センターであること、その包括が全市町村で設置されたことは前向きに考えられる。
- ・市長申し立ての検討が必要な場合は、早い段階で状況確認・共有ができるようにしている。(情報共有)
- ・随時相談できるように関係づくりをしている。
- ・年1回の講演会を共催している以外、特段の工夫はない。(工夫なし)
- ・身寄りがなく、制度利用が必要な方の状況を把握し、市町村担当課と情報共有や首長申し立てに必要な情報の提供を随時行っている。また、首長申し立てとなる方の申し立て書類の作成支援を行なっている。(情報共有)
- ・研修会などに一緒に出席する。
- ・直営包括であるため、担当課自体が包括である。市町村申し立て等も実施している。

(2) 平成18年改正介護保険法において位置づけられた地域包括支援センターは、全国で設置が進められ、平成20年4月1日からは全市町村において設置されるに至りました。設置から10年が経過し、成年後見制度の利用について進んだと感じる面があるか

	項目	回答数	割合
1	進んだと感じる	14	64%
2	特に感じない	6	27%
3	無回答	2	9%
	合計	22	100%

○ 「進んだと感じる」具体的内容

- 「進んだと感じる」内容として、積極的に制度の活用が進んでいるとまでは言えず、「以前よりも関心を持っていただいている」という回答。
- ・支援センターの業務が周知され、成年後見制度等に関する相談機関が地域住民にとって身近になっていると思われる。
- ・認知症の相談が増えており、家族や介護支援専門員から相談を受けることも多くなっている。
- ・連携が必要なケースの場合は、適切な情報提供を行う。併せて、システムを活用した情報提供。
- ・10年前の状況が把握できてはいないが、地域住民の方が支援センターへ成年後見に関して相談に見える事があることは進んだのではないかと考えます。また介護保険法もそうですが一般の方々が非常に勉強した上で確認の相談に見える事が多くあり、専門職のほうが勉強不足を感じます。
- ・かつては、制度そのものも認識されておらず、何処に相談したら良いのかも分からなかったものが、「とりあえず地域包括支援センターへ・・・」と認識していただいているだけでも違ってきているのではないかと思います。

- ・数年前までは成年後見制度自体に関心を示さなかったが、今は成年後見制度とは何かと考える方向になってきている。但しまだまだ将来の自分事として捉えるまでには至っていないのが現状である。
- ・市町村が成年後見制度の周知，理解にとりくむようになった点
- ・センター職員の意識という面では啓蒙が進んだ。総合相談業務において，常に対象者の判断能力などについて評価し，家族背景なども含めて後見人の要否を考えるようになってきている。住民においては，極めて少ないが親族後見人をお聞きする事がここ1年で2例あった。
- ・メディアによる周知が進み，『成年後見』という言葉を目にする機会が多くなったため，言葉として理解されている方は多くなったと感じる。しかし，実際の制度の内容についての理解は不十分であると思う。
- ・相談が少しずつ増えていること。
- ・相談の中で，制度についての問い合わせや申し立てに関する内容が増えている印象。
- ・終活やエンディングノートが普及し，金融機関から制度の話をして包括へ相談に来るといふ方は，年々増えている。相談にまでは至らないものの制度名は知っているという方も増えており，興味関心が0ではないことを感じるため。
- ・広報・啓発の効果がでており，市民や金融機関からの相談件数が増えたため。
- ・成年後見制度についての相談件数は少しずつ増加し，制度の利用を考える方や制度についての理解が少しずつ進んでいると考えたため。

○ 「特に感じない」 具体的内容

- ・H27年から高齢者支援センターとして業務を開始したので，年数的にまだわからない。周知活動を業務としているが権限はなく高齢福祉課と連携して行っている。
- ・相談件数が少なく，大きな増加が見られていない。
- ・全国的に遅れていると思います。成年後見制度の申請に時間と事務手続きに手間がかかり，申請まで至らないケースが多いのではないかと思います。もう少し簡単にできたりすると申請する方は増えてくるのではないかと思います。相談があり説明してもご家族から面倒だとの声もあります。
- ・センターが所属している社協広報誌での制度案内，年一度の講演会の開催等普及啓発には取り組んでいるが，それらにより相談，制度利用が進んだという具体的な実感はない。
- ・全体の相談件数は増加しているが，成年後見に特化した相談は年に1から2件程度で変わりがない。
- ・判断能力が低下した方々に後見人がついていてはではなく，身寄りがいないなどの課題がある方だけに後見人がついていて。家族が勝手にお金をおろしたり，支払ったりできないはずですが，あまり厳しくしていない。

(3) 貴機関によって解決できた地域の課題や，貴機関だからこそできた取り組みなどを具体的に記入。(特に成年後見制度に係る内容について) 差し支えない範囲で事例も紹介。

- ・毎月広報誌を金融機関や町内会，商店等に配布している。その中で金融機関から認知症疑いの方の相談を受け，介護保険や成年後見制度市長申し立てに繋げた。
- ・精神疾患のある妻と認知症の夫の虐待ケースで，虐待を受けていた夫の生活環境(経済面など)を整えるために高齢福祉課とともに成年後見制度につなげることができた。
- ・独居，高齢者夫婦などに対しては，地域の関係機関や民生委員，地域住民の声を吸い上げ，いち早い対応をすることで，問題解決につなげている。
- ・成年後見制度申し立てに至った事例としては，本人が認知症による日常生活困難，

道や車が分からなくなるなどの問題が浮上した為、在宅生活困難、施設入所となったが、金銭管理、生活支援の問題で親族の協力が得られず市長申し立てとなった。

- ・生活課題の把握から生活支援、成年後見申し立てまでの一連の支援が出来る点
- ・成年後見制度に係るものとして、自センターが独自性をもってできた取り組みや地域課題の解決に結びついた活動はない。
- ・弁護士相談や日常生活自立支援事業につなぐなど、比較的スムーズに柔軟に対応できること。

(4) 成年後見制度の利用促進にかかり、貴機関が課題としている事項がありましたら記入。

- ・普及啓発活動をしていても、必要な人に必要な時に繋げる専門窓口がない。成年後見制度が必要と思っても、身内がいて費用の問題や手続きの複雑さ、が出てきて申し立てまでには繋がらない。
 - ・成年後見制度が必要と思われる認知症の方に関して、唯一の親族が成年後見の制度の利用を拒否されたケースがあり、なかなか本人の状況としては必要と思われるケースに関しても、つなげることができず、金銭に関わることの難しさを感じています。
 - ・5(2)の回答と同じではありますが、市民への周知方法に課題が有ると思っています。現状では効果的な周知方法になっているとは言い難く、幾つかの「つどい」の場があった際にPRする程度です。
 - ・成年後見制度の周知拡大と対象者の早期発見に繋げるため、地域の関係機関や民生委員との連携、地域住民からの情報を素早くキャッチし対応することが課題である。
 - ・これから利用促進計画の作成、中核機関を設置していく中で、制度や中核機関の必要性を見える化していくこと。
 - ・市民レベルで考えると、将来的なイメージを持って、その制度の必要性を考える方は少ない。行政機関の発行するリーフレットを用いた広報活動となっており、具体的な事例を持って制度の活用を勧めるような広報手段を考えなければならない。法定後見人であっても、在宅介護サービス利用または施設入所や入院などにかかる契約において、その連帯保証や医療同意などは困難。制度上、補完できない部分に対する手当が課題。
 - ・担当職員のスキルアップ。
 - ・成年後見制度市長申し立てを今年行いましたが、時間がかかることがあり、早めに対応できると良いなと思いました。
 - ・今後相談が増えることが予想されるのでスタッフが成年後見制度について知識を深めることが必要と感じる。
 - ・経済的に余裕のない相談者の場合に、後見監督人が、相談者の希望と関わりなく付いてしまう恐れのあることで、申し立てができなかったことがある。
 - ・申立書類が煩雑で、一般の方が理解することが難しい内容である。
 - ・成年後見制度について自機関による周知活動が不足していること、また、利用が必要な方の発見につながる活動ができていないこと。
 - ・まだまだ馴染みにくい制度であるため、いかにして普及啓発を図れるかが課題である。
- また制度に対して不信感を抱いている家族も少なくないため、申し立てにまで至らないということもある。
- ・成年後見制度利用支援事業の活用が課題がある。
 - ・制度の普及啓発については上記のとおり実施しているが十分ではない。制度を利用したい方、または利用が望まれる対象者と包括支援センターその他の相談機関に具体的に結びついてこないことが多く、一層の周知が必要。

- 行政や社会福祉協議会と連携し，成年後見制度についての啓発活動や制度利用が必要な方の早期発見を行なうこと。
- 社会福祉協議会と日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者，親族，支援員や後見人等のサポート体制を構築すること。